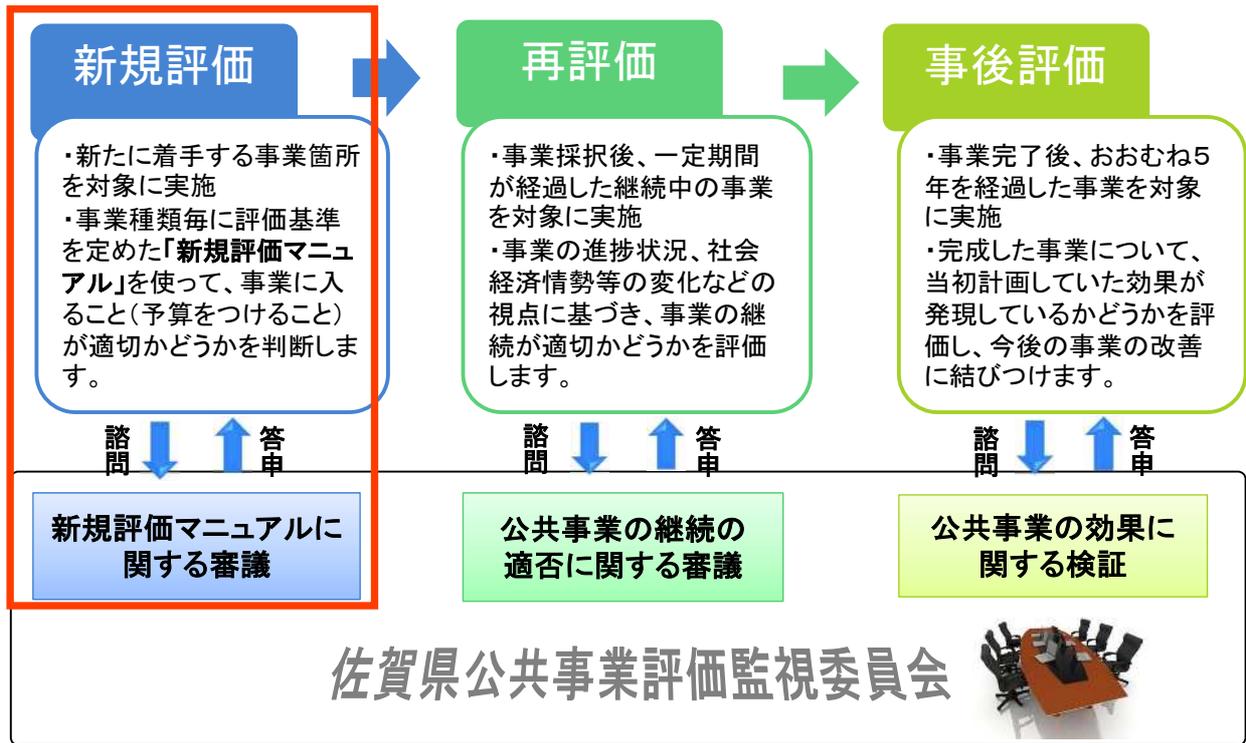


< 諮問事項 >

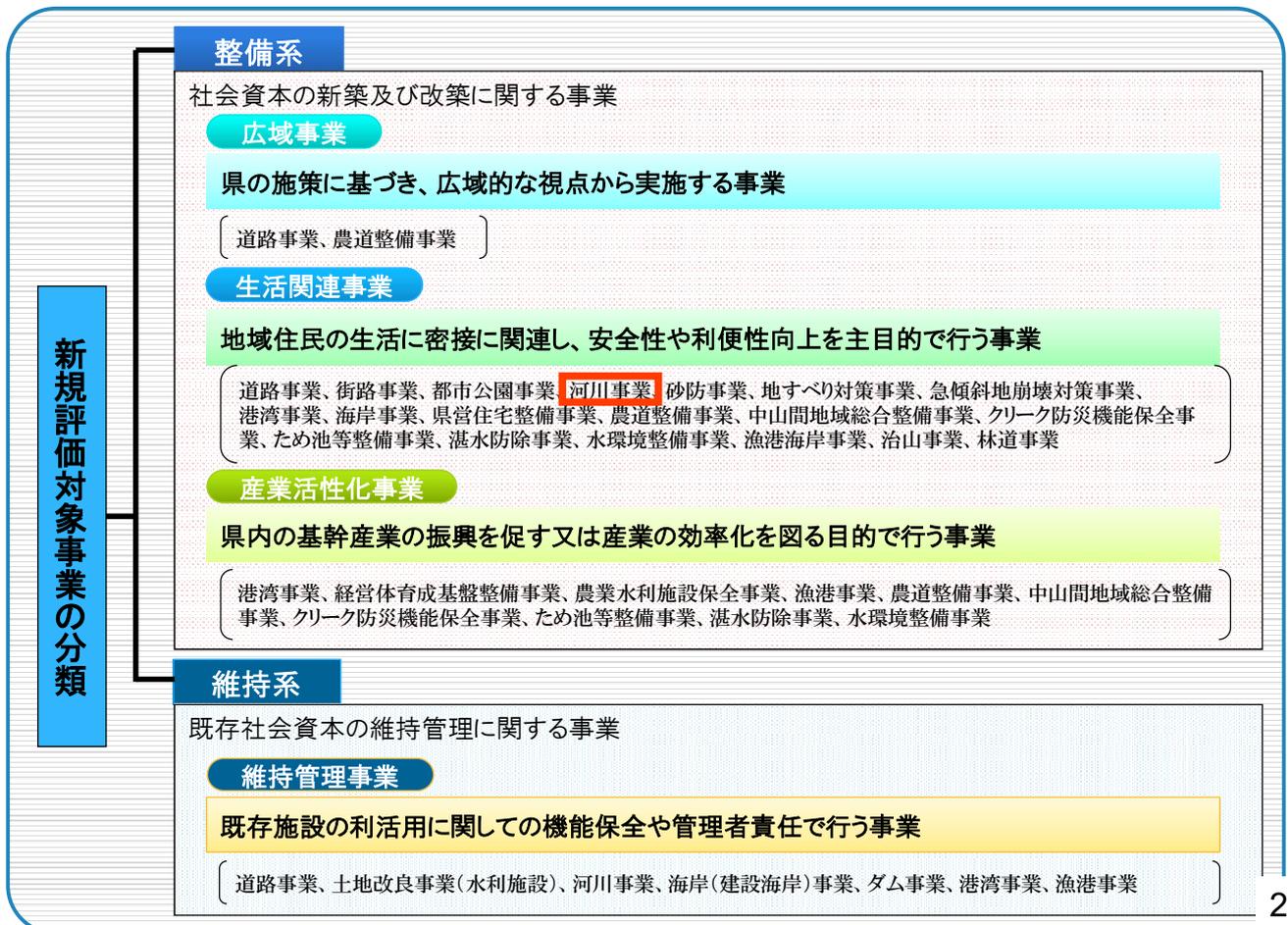
○新規評価マニュアルの改訂について

- ・ 佐賀県の公共事業評価制度について …P 1
- ・ 河川事業【生活関連（防災）】の改訂案 …P 3

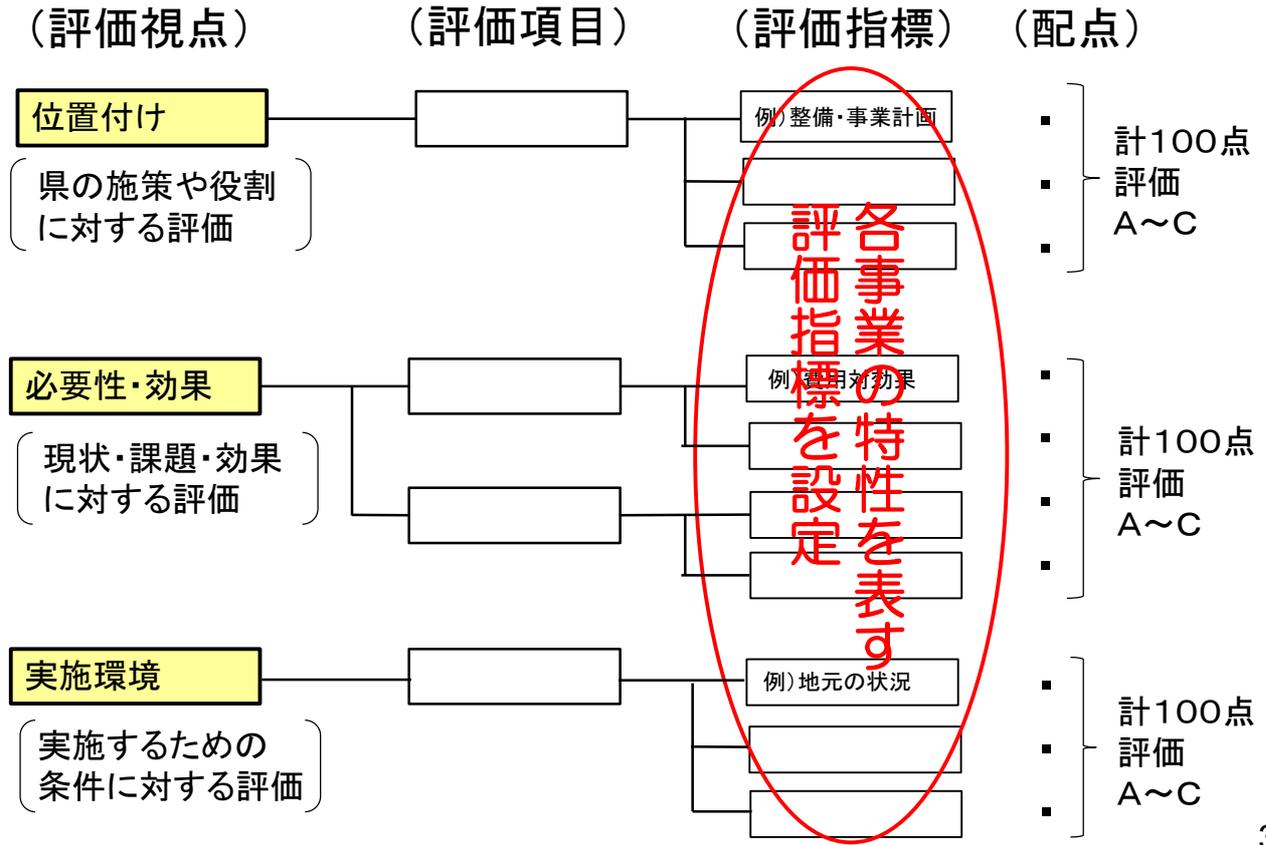
目的：公共事業の効率性と実施過程における透明性の向上



新規評価対象事業の分類



新規評価マニュアルの体系及び基準



3

新規評価マニュアルの体系及び基準

評価基準

◆ **評価視点**毎の合計点によりA~Cに区分

	位置付け	必要性・効果	実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60~80点未満	60~80点未満	60~80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

判断基準

◆ **評価視点**毎の評価結果(A~C)を組み合わせてランク付け

ランク	整備方針	評価の組み合わせ
I	優先的に事業を実施	AAA、AAB
II	事業を実施	ABB、BBB
III	新規着手を見合わせる	AAC、ABC ACC、BBC、BCC、CCC

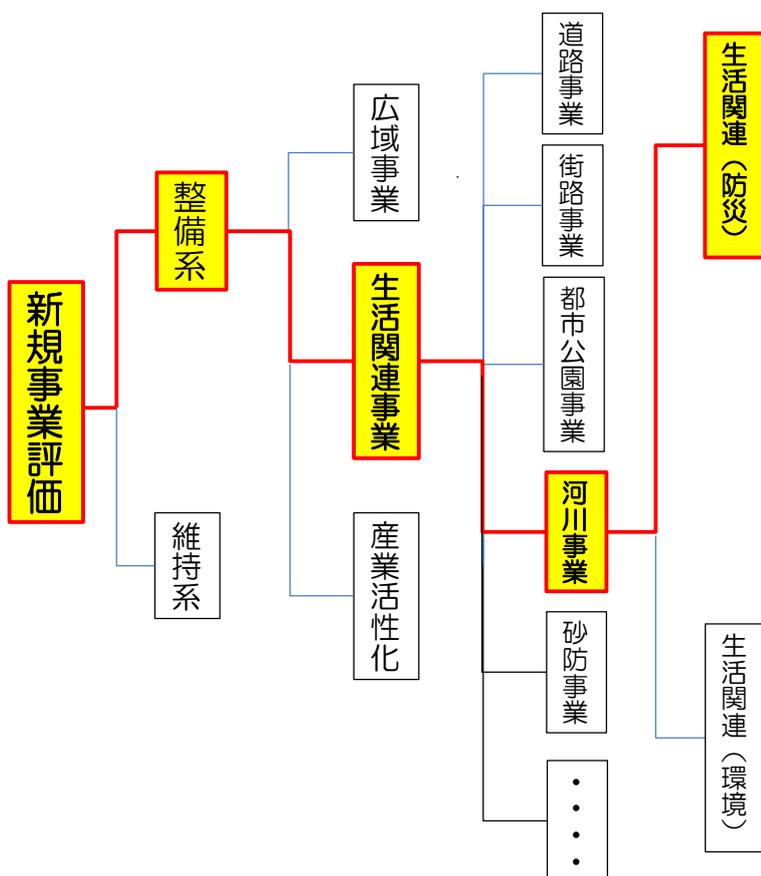
4

新規評価マニュアルの変更

【河川砂防課】

対象事業：河川事業
【生活関連（防災）】

新規評価マニュアルによる新規評価対象事業の分類系統図（抜粋）



評価体系

河川事業

○生活関連（防災）

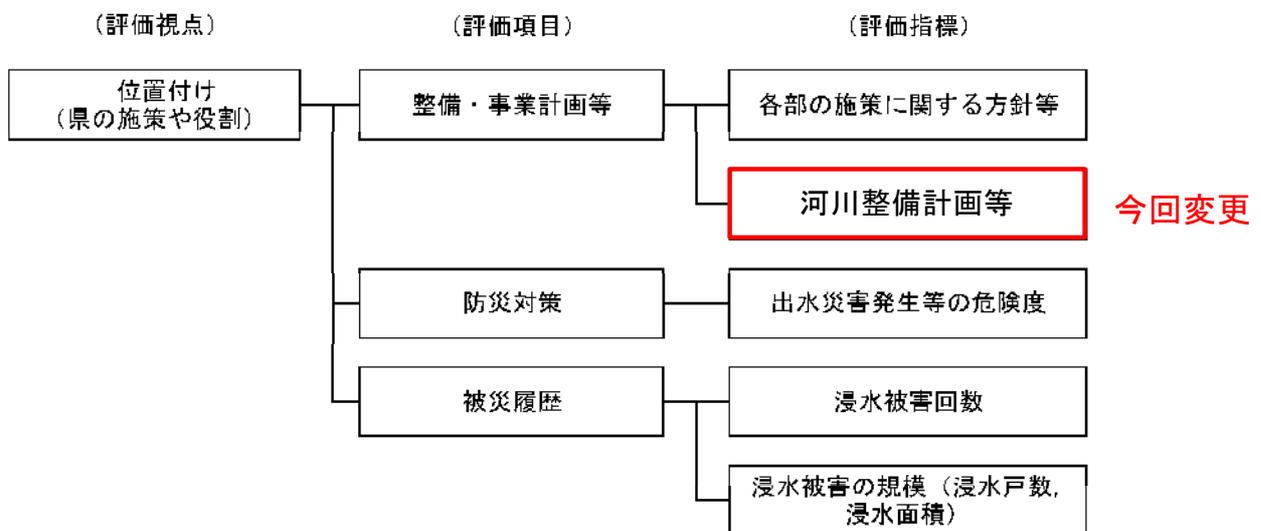
評価指標	補助事業		河川局部改築（改良系）	
	該当指標	最大点	該当指標	最大点
位置付け	各部の施策に関する方針等	10	各部の施策に関する方針等	10
	河川整備計画等	50	河川整備計画等	50
	浸水被害回数	20	浸水被害回数	20
	浸水被害の規模	20	浸水被害の規模	20
計		100		100
必要性・効果	費用対効果(B/C)	60		
			浸水被害軽減家屋数棟	60
	堤防の危険度	20	堤防の危険度	20
	福祉又は公共施設の数	20	福祉又は公共施設の数	20
計		100		100
実施・環境	周辺住民の合意	60	周辺住民の合意	60
	市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況	40	市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況	40
計		100		100

3

評価体系

河川事業

○生活関連（防災）



4

マニュアル変更の背景・必要性（近年の河川行政）

河川法に基づく河川整備

- 治水、利水、環境の観点から河川を総合的に管理
- 河川整備基本方針・**河川整備計画**を策定し、計画的に整備を実施



気候変動により、全国各地で水災害の激甚化・頻発化

※佐賀県においても令和元年、令和3年に六角川水系で大規模な浸水被害が発生

流域治水への転換

- 従来の堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う考え方
- 上記の考え方にもとづき、各水系で**流域治水プロジェクト**を策定し、取組を実施



流域治水の更なる拡充

- 特定都市河川浸水対策法の一部改正（令和3年11月1日全面施行）ハード・ソフト一体の水災害対策「**流域治水**」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を**全国の河川に拡大**
- 佐賀県の**六角川水系**で上記にもとづく、**特定都市河川に指定**（令和5年3月28日）法に基づく**流域水害対策計画**を策定中（今年度中に策定見込み）

5

河川事業 位置付け 河川整備計画等のマニュアル変更案

【現行】

【今回変更（案）】

評価要素 河川整備計画等		➔	評価要素 河川整備計画等	
河川整備計画に位置付けられている	50		河川整備計画 又は流域水害対策計画 に位置付けられている	50
中長期河川整備計画に位置付けられている	40		流域治水プロジェクト に位置付けられている	40
河川整備計画の策定中（川づくり委員会及び公聴会を開催済）	30		河川整備計画の策定中（川づくり委員会及び公聴会を開催済） 又は流域水害対策計画の策定中（流域水害対策計画の案を公表済）	30
上記計画がない	0		上記計画 及びプロジェクト がない	0

【各計画・プロジェクトの関係性】

